## 新型コロナウイルス感染症に関する特別取り扱いの終了について

新型コロナウイルス感染症へ罹患された皆様へ心からお見舞い申し上げます。

このたび「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(以下、「感染症法」)」が改正され、2023年5月8日より、新型コロナウイルス感染症が現在の2類感染症相当から季節性インフルエンザ・麻疹・風疹と同じ5類感染症へ変更されることとなりました。

この改正やそれに伴う再共済各団体の取り扱いの変更をふまえ、「けんこう共済」「けんこう共済アシスト」では、新型コロナウイルス感染症に関する特別取り扱いを以下のとおりとしますのでご案内申し上げます。

記

## 1. 「みなし入院」の取り扱いの終了

2022 年9月26日以降に新型コロナウイルス感染症と診断された方は重症化リスクの高い方に限り、みなし入院として入院給付金のお支払い対象としていましたが、この取り扱いを終了します。

2023 年 5 月 8 日以降に新型コロナウイルス感染症と診断を受けた場合には、他の病気と同様に医療機関に入院された場合のみお支払いの対象となります。

【参考】 入院給付金のお支払い対象

治療・療養の場所		病院・診療所(入院)	宿泊施設・自宅(みなし入院)	
対象の方		全ての方	重症化リスクの	左記以外の方
			高い方※	江品の// マング
診断日	2022年9月25日	0	0	0
	以前	お支払い対象	お支払い対象	お支払い対象
	2022年9月26日	0	0	×
	~2023年5月7日	お支払い対象	お支払い対象	お支払い対象外
	2023年5月8日	0	×	×
	以降	お支払い対象	お支払い対象外	お支払い対象外

※重症化リスクの高い方とは、発生届の対象となる「65歳以上の方」「入院を要する方」「重症化リスクがあり、新型コロナ治療薬の投与または新型コロナ罹患により新たに酸素投与が必要な方」「妊娠されている方」になります。

なお、2023 年 5 月 8 日以降に新型コロナウイルス感染症と診断された方について、基本 契約本人の休業補償給付金は他の疾病と同様にご請求いただけます。

## 2. 健康状態告知の取り扱いについて

「けんこう共済」「けんこう共済アシスト」の新規加入、家族追加、タイプ上げにおける健康状態告知質問事項においては、2023年5月7日までに新型コロナウイルス感染症の診断を受け、入院給付金(みなし入院を含む)のお支払い対象となる方は、「入院」として取り扱いますのでご注意願います。

## 3. 見直しの理由等について

新型コロナウイルス感染症に関する特別取り扱いは、将来の法令改正等に伴い取り扱いを変更する場合がある旨を留意事項とさせていただきつつ、流行当時の社会情勢等に対応するために実施してきたものです。

このたび感染症法が改正され、2023 年5月8日より、新型コロナウイルス感染症が現在の2類感染症相当から季節性インフルエンザ・麻疹・風疹と同じ5類感染症へ変更されることとなりました。

流行から3年を経過しての社会情勢の変化や法令改正等をふまえ、すべての特別取り扱いを終了させていただきます。

以上